

静かに広がる  のリスク 第6回

2013年5月13日  
全9頁

# 水への取り組み

環境調査部長  
岡野 武志



水に関わるリスクや課題は、既に各方面でも認識されており、少子高齢化や人口減少、高度情報化、グローバル化など、時代の大きな変化が進む中で、21世紀に向けたさまざまな計画やビジョン等が策定されている。しかし、これらの計画やビジョン等が認識してきたリスクや課題の進行は、その大きさや速度が当初の想定を上回り、あるいは、新たなリスクや課題が生まれている可能性もある。今回は、水や水インフラに関わる計画やビジョン等とその変遷などを概観しながら、各方面の水への取り組みについて考えてみたい。

## 1 国土のデザイン

21世紀を迎えるにあたり、国土全体の計画として「21世紀の国土のグランドデザイン<sup>1</sup>」（1998年）が示されている。このグランドデザインは、「五全総」とも呼ばれており、1962年に策定された「第1次全国総合開発計画（全総）」以来、新全総（1969年）、三全総（1977年）、四全総（1987年）に続き、五期目の計画にあたる。全国総合開発計画は、1950年に制定された「国土総合開発法<sup>2</sup>」に基づいて、高度成長経済への移行期から策定が始められており、経済や社会の変化に対応して、数次にわたる見直しが進められてきた<sup>3</sup>（図表1）。

しかし、戦後復興期に制定された国土総合開発法が開発を基調とし、全国総合開発計画も全体として量的拡大を図る国土計画となっていたのに対し、21世紀の成熟型社会では、国土の利用や整備・保全などが重視されるようになり、全国総合開発計画の根拠となっていた国土総合開発法は、2005年に「国土形成計画法<sup>4</sup>」に改められている。新たな国土形成計画法に基づいて、2008年には「国

1) 「第5次全国総合開発計画 21世紀の国土のグランドデザイン - 地域の自立の促進と美しい国土の創造 -」国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/zs5/>

2) 「国土総合開発法」衆議院

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/00719500526205.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00719500526205.htm)

3) 「インターネットでみる国土計画（資料アーカイブス：国土計画の歩み編）」国土交通省

[http://www.kokudokeikaku.go.jp/document\\_archives/ayumi.html](http://www.kokudokeikaku.go.jp/document_archives/ayumi.html)

4) 「国土形成計画法」法令データ提供システム

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO205.html>

図表 1 全国総合開発計画の概要

	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン
策定期期	1962年	1969年	1977年	1987年	1998年
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍増計画 (太平洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代 ・地球環境問題 ・大競争 ・アジア諸国との交流 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
基本目標	<地域間の均衡ある発展> 都市の過大化による生産面・生活面の諸問題、地域による生産性の格差について、国民経済的視点からの総合的解決を図る。	<豊かな環境の創造> 基本的課題を調和しつつ、高福祉社会を旨として、人間のための豊かな環境を創造する。	<人間居住の総合的環境の整備> 限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	<多極分散型国土の構築> 安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく地域間、国際間で相互に補充、触発しあいながら交流している国土を形成する。	<多軸型国土構造形成の基礎づくり> 多軸型国土構造の形成を目指す「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。地域の選択と責任に基づく地域づくりの重視。

(出所) 国土交通省資料より大和総研作成

土形成計画（全国計画）<sup>5)</sup>」が策定されており、この計画では、「人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性」が認識されている。国土形成計画は、概ね10年間における国土づくりの方向性を示す計画とされており、「投資段階から維持・管理、さらには再利用等に至る国土の総合的なマネジメント（広義の管理）の考え方を重視する必要がある」としている。

国土形成計画が示す新しい国土像では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土を形成すること」が基本方針とされている。水インフラ等については、「流域圏における健全な水循環系の構築や、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進に加え、流域全体での総合的な治山治水対策、流域圏における災害リスクを考慮した国土利用への誘導、異常渇水等に備えた水資源確保による安全・安心の確保等を推進する」ことが謳われており、具体的には、以下の基本的な施策を推進するとしている。

- ①流域及び関連する水利用地域や氾濫原を流域圏にとらえ、国土管理を推進する。
- ②渇水に備えるとともに、水源の水質改善、関連施設の適切な維持管理・更新を図る。
- ③国民との協働による森林づくりを含め、多様な森林の整備・保全を進めることにより、美しい森林を次世代に引き継ぐ。
- ④農用地の有効利用を促進するとともに、多様な主体の参画を得た農用地・農業用水等の保全向上を促進する。
- ⑤我が国の主権の及ぶ領海だけでなく排他的経済水域及び大陸棚について、政府が一体となって包括的な政策を確立し、戦略的な取組を進める。
- ⑥美しく豊かな国土を国民全体で支え、後世代へと継承していく「国土の国民的経営」を推進する。

5) 「国土形成計画（全国計画）」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_fr3\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_fr3_000003.html)

---

国土形成計画法では、都道府県の枠を超えた広域ブロック<sup>6</sup>でも、それぞれの特色に応じた施策展開を図り、自立的に発展する圏域の形成を目指すべく、「広域地方計画」を定めることとされている。各広域ブロックでは、地勢や歴史、経済、産業の状況等を踏まえて、国、地方公共団体、経済団体等で組織される広域地方計画協議会において議論を重ね、各広域ブロックにおける課題を抽出した上で、それぞれの将来像や戦略などを定めている。広域地方計画では、流域圏の環境や産業、水資源の確保、自然災害への対応等の観点から、それぞれの地域特性に応じた水への取り組みも示されている。

## 2 社会資本の整備

水インフラを含めた社会資本の整備については、「[社会資本整備重点計画](#)」が策定されている。社会資本については、緊急措置法に基づく事業分野別の計画等により、緊急かつ計画的な整備によって充実が図られてきた。しかし、21世紀を迎え、社会資本整備事業を重点的、効果的、かつ効率的に推進するため、2003年に「[社会資本整備重点計画法](#)<sup>7</sup>」が制定されており、治水事業七箇年計画等9本の事業分野別の計画<sup>8</sup>が一本化されている。この法律に基づいて、第1次計画（2003年）、第2次計画（2009年）が策定され、2012年には第3次計画が策定されている<sup>9</sup>。第3次計画は、人口減少、少子・高齢化社会の到来や災害リスクの増大・顕在化等を踏まえ、通常の間隔を1年間前倒して策定されており、2012年度から16年度までの計画として、2012年8月に閣議決定されている。

第3次計画では、「選択と集中」の基準を踏まえた以下の4点が、重点目標として掲げられている。

- 重点目標1：大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
- 重点目標2：我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する
- 重点目標3：持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する
- 重点目標4：社会資本の適確な維持管理・更新を行う

治水対策については、重点目標1の中で、大規模水害・大規模土砂災害の未然防止や水害に強い地域づくりが挙げられており、下水道による都市浸水対策達成率を2016年度末までに約60%とする目標が示されている（2011年度末約53%）。また、重点目標3には、生物多様性の保全や健全な水循環の再生が示されており、2016年度末までに、特に重要な水系における湿地の再生の割合を約5割（2011年度末約3割）、良好な水環境創出のための高度処理実施率を約43%（2011年度末約33%）とすることが目標とされている。

---

6) 東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏が広域ブロックとされている。

「国土形成計画（広域地方計画）」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk5\\_000029.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk5_000029.html)

7) 「社会資本整備重点計画法」法令データ提供システム  
<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/H15/H15HO020.html>

8) 道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸の9事業分野

9) 「社会資本整備重点計画について」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei\\_point\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_tk_000003.html)

地域の社会資本整備については、第2次社会資本整備重点計画をベースとして、地方ブロック<sup>10</sup>ごとに社会資本の重点整備方針も示されている<sup>11</sup>。この重点整備方針では、国土形成計画（広域地方計画）と両輪となって機能すべく、広域地方計画に示された将来像や戦略などの実現に向け、道路、空港、港湾、下水道、河川などの社会資本整備事業における具体的な取り組みの方針などが示されている。この他、個別の河川については、河川管理者（一級水系は国土交通大臣、二級水系は都道府県知事）が、「河川整備基本方針」を定めており<sup>12</sup>、同方針には「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」や「河川の整備の基本となるべき事項」などが述べられている。また、河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、「河川整備計画の目標に関する事項」や「河川整備の実施に関する事項」を定めた「河川整備計画」も策定している<sup>13</sup>。

### 3 水資源の確保

水資源については、戦後の急速な経済発展と都市人口の急増により、大都市圏を中心に水需要が著しく増加したことに伴い、1961年に「水資源開発促進法（水促法）<sup>14</sup>」が制定されている。水促法では、広域的な用水対策を緊急に実施する必要があるときには、国土交通大臣が「水資源開発水系」を指定することになっている。水資源開発水系に指定された水系については、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき「水資源開発基本計画（フルプラン）」を決定しなければならないとされており、これまでに7水系のフルプランが策定されている<sup>15</sup>。

図表2 水系別フルプランの概要

水系	利根川・荒川	豊川	木曾川	淀川	吉野川	筑後川
水系指定時期	利根川：1962年 荒川：1974年	1990年	1965年	1962年	1966年	1964年
計画決定時期	1962年	1990年	1968年	1962年	1967年	1966年
最終変更	2009年	2008年	2009年	2009年	2002年	2013年
目標年度	2015年度	2015年度	2015年度	2015年度	2010年度	2015年度
需要見通し	約176 m <sup>3</sup> /秒	約6.1 m <sup>3</sup> /秒	約69 m <sup>3</sup> /秒	約114 m <sup>3</sup> /秒	約22 m <sup>3</sup> /秒	約10.4 m <sup>3</sup> /秒
供給目標	約169 m <sup>3</sup> /秒	約6.5 m <sup>3</sup> /秒	約77 m <sup>3</sup> /秒	約111 m <sup>3</sup> /秒	—	約11.0 m <sup>3</sup> /秒

(注) 需要見通しは水道用水と工業用水の合計、供給目標は安定供給可能量

(出所) 国土交通省資料等より大和総研作成

10) 地方ブロックは、広域地方計画の8ブロックに北海道と沖縄を加えた10ブロックとなっている。

11) 「『広域地方計画』及び『地方ブロックの社会資本の重点整備方針』の策定について」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudo05\\_hh\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudo05_hh_000023.html)

12) 「河川法」法令データ提供システム  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO167.html>

13) 「河川整備基本方針・河川整備計画について」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/gaiyou/seibi/about.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/about.html)

14) 「水資源開発促進法」法令データ提供システム  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO217.html>

15) 「水資源開発基本計画（フルプラン）」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/d\\_plan/plan02.html](http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/d_plan/plan02.html)



---

水源に関わる施策については、水源地対策懇談会<sup>16</sup>から1999年に「21世紀の水源地ビジョン(水源地の総合的な整備のあり方に関する提言)<sup>17</sup>」が示されている。このビジョンでは、かつてのダム事業促進という観点からの水源地対策を改め、水源地の自立的・持続的な振興という観点から、総合的な整備に向けた各種の施策の方向性について提言が示されている。また、個々の水源地域についても、「ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ること」を目的として、「水源地域ビジョン<sup>18</sup>」が策定されている。2012年3月末現在では、対象となる国土交通省所管の直轄ダム・水資源機構ダムのうち、112のダムで水源地域ビジョンが示されている。

他方、水資源に関する施策は、長期的かつ総合的な観点から、計画的に推進する必要があるため、1978年に「長期水需給計画」、1987年に「全国総合水資源計画(ウォータープラン2000)」が策定されてきた。しかし、水資源をとりまく各種状況の著しい変化を反映して、さらに見直しが進められており、1999年に「新しい全国総合水資源計画(ウォータープラン21)<sup>19</sup>」が示されている。ウォータープラン21は、前述の「21世紀の国土のランドデザイン」を踏まえた上で、健全な水循環系の構築に向けた「持続的水利用システムの構築」、「水環境の保全と整備」、「水文化の回復と育成」を基本的目標として掲げており、2010年から2015年を概ねの目標年次としている。

ウォータープラン21では、急速な水需要の増加を見込んだそれまでの計画を見直し、2010年から2015年の都市用水の需要量を年間325.3億 $m^3$ ～326.5億 $m^3$ と想定している。このプランの期間中に完成が予定されている水資源開発が見通しどおりに進めば、水不足の年<sup>20</sup>でも安定的な供給が可能になるという。しかし、国土交通省の推計によれば、実際の都市用水の使用量は、2009年で約270億 $m^3$ にとどまっており<sup>21</sup>、プラン策定時の想定を大きく下回っていることになる。少子・高齢化が本格化し産業構造の変化が進む中、水需要の増加を前提としたプランは、経済や社会の実態と乖離し始めている可能性もある。

---

16) 1997年7月に建設省(当時)に設置され、(1)施設整備を中心としたものから水源地の自立的・持続的振興を支える組織・体制づくりへの転換、(2)流域全体の人々の理解と協力による流域全体の持続的発展、の視点にもとづき、計7回開催の上、この提言を取りまとめている。

17) 「21世紀の水源地ビジョン 水源地の総合的な整備のあり方に関する提言」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/river/press\\_blog/past\\_press/press/9907\\_12/990921/d0.html](http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/9907_12/990921/d0.html)

18) 「水源地域ビジョン ～水源地活性化に向けた取組み～」国土交通省  
<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyosuisigen/index.html>

19) 「全国総合水資源計画(ウォータープラン)」国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/d\\_plan/plan01.html](http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/d_plan/plan01.html)

20) 昭和51年から平成7年までの20年間で2番目の少雨の年を想定。

21) 「平成24年版日本の水資源について ～持続可能な水利用の確保に向けて～」国土交通省  
<http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/hakusyo/H24/index.html>

## 4 水道ビジョン

安全・安心な水の供給については、2004年に「水道ビジョン」が策定されており、その後のフォローアップにより、一層充実した具体的な指針とするため、2008年に改訂されている<sup>22</sup>。水道ビジョンは、水道施設の老朽化、人口減少、若年技術者の減少、官と民の役割の見直し、グローバル化など、水道を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策や行程等を包括的に示している。基本理念として、「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」が掲げられており、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」及び「国際」を5つの主要政策課題と位置づけ、水道界全体で取り組んでいくとしている。

これら5つの主要政策課題に関する目標を達成するために、各地域にも「地域水道ビジョン」を作成することが推奨されている<sup>23</sup>。地域水道ビジョンは、各水道事業者等が自らの事業を対象として作成することが基本となるが、都道府県が管内の水道事業等を包括して作成することも想定されている。地域水道ビジョンでは、事業の現状分析や評価等を踏まえ、水道ビジョンが掲げる5つの主要政策課題を中心に、10年程度を目処とする目標を設定することが求められている。また、目標を実現するための具体的方策も検討し、目標達成状況や実現方策の進捗状況なども定期的にフォローアップすることとされている。2013年4月1日現在では、全国の上水道759事業、用水供給68事業で、地域水道ビジョンが作成されているという。

図表3 地域水道ビジョンの目標設定項目

目標設定項目	
水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上	災害対策等の充実
①新たな概念の広域化の推進	①基幹施設の耐震化
②第三者委託の導入	②管路網の耐震化
③技術基盤の確保	③渇水対策
④計画的な施設の更新	④応急給水実施の確保
安心・快適な給水の確保	⑤応急復旧体制の整備
①異臭味被害の防止	環境・エネルギー対策の強化
②水質事故の防止	①浄水汚泥の有効利用
③原水水質の保全	②省エネルギー・石油代替エネルギー導入の推進
④未規制小規模施設の把握	③有効率の向上
⑤飲用井戸等の未規制小規模施設の管理体制強化	国際協力等を通じた水道分野の国際貢献
⑥給水装置による事故の防止	①研修生の受け入れ
⑦鉛給水管の更新	②開発途上国への技術専門家の派遣

(出所) 厚生労働省資料より大和総研作成

22) 「水道ビジョンの推進について」 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/index.html>

23) 「地域水道ビジョンについて」 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

しかし、給水人口や給水量が減少する中、「水道ビジョン」はさらに全面的に見直されており、50年後、100年後の将来を見据えた「新水道ビジョン」が2013年3月に公表されている<sup>24</sup>。新水道ビジョンでは、水道サービスの持続性、安全な水の供給、危機管理への対応などの観点で、現状を評価して課題を抽出し、外部環境と内部環境<sup>25</sup>の変化を踏まえて、取り組みの目指すべき方向性を示している。新水道ビジョンの基本理念は、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とされており、水道の理想像として「安全」、「強靱」、「持続」が掲げられている。また、取り組みの主要な推進要素として、「挑戦」と「連携」を挙げており、水道が直面する課題を乗り切るためには、国や地方自治体、事業者、研究機関、住民などが理念を共有して、役割分担することの必要性を強調している。

## 5 下水道ビジョン

国土交通省では、長期の将来像を見据えた下水道の方向性やそれらを具体化するための様々なアイデアなどを提示するため、2004年に下水道政策研究委員会・下水道中長期ビジョン小委員会を設置しており、2005年には同委員会による報告書として、100年という長期の将来像を見据えた「下水道ビジョン2100」<sup>26</sup>が取りまとめられている。同報告書は、普及拡大を中心とした20世紀型の下水道から、持続可能な循環型社会をつくるための「循環のみち」に転換することを求めている。また、下水道が有する多様な機能を通して、「美しく良好な環境」、「安全な暮らし」、「活力ある社会」を実現することを、21世紀型下水道の使命としている。

図表4 「循環のみち」実現のための方針と施策

基本方針	基本方針の内容	施策展開上の考え方	
水のみち	水が本来有する様々な機能を活かす水循環の健全化に向け、水再生・利活用ネットワークを創出	活かす水のみち	水資源の社会需要と自然の水の流れの維持・再生を両立させる
		優しい水のみち	地域の水辺空間や樹林地、コミュニティの形成を図る
		衛る水のみち	国民の生命・財産の保全や安全な暮らし、生態系の保全・再生を図る
資源のみち	将来の資源枯渇への対応や、地球温暖化の防止等に向け、資源回収・供給ネットワークを創出	自立する資源のみち	下水道施設が利用するエネルギーの自立率を高める
		活かす資源のみち	集積する下水汚泥や、空間・立地条件を活用して創出する新たな資源を地域社会に供給する
		優しい資源のみち	新たに創出したエネルギー・資源の活用による地球温暖化の防止等、環境保全に貢献する
施設再生	「水のみち」、「資源のみち」の実現を支え、新たな社会ニーズに応える、サステナブル下水道を実現	安全確保	根幹的なライフラインの一つとして、下水道施設の地震対策や事故防止、安全な地域づくりに貢献する
		施設活用	上部空間の活用や下水管に光ファイバーを敷設するなど、下水道施設の多目的利用等を図る
		機能向上	アセット・マネジメント等による安定的かつ効率的な機能提供・事業運営を図る

(出所) 国土交通省資料より大和総研作成

24) 『「新水道ビジョン」について』厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002yndb.html>

25) 外部環境の変化では、人口減少、施設の効率性低下、水源の汚染、利水の安定性低下、内部環境の変化では、施設の老朽化、資金の確保、職員数の減少が挙げられている。

26) 「下水道ビジョン2100 下水道から『循環のみち』へ100年の計—地域の持続的な発展を支える21世紀型下水道の実現—について」国土交通省

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040902\\_2\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040902_2_.html)

---

2006年に設置された下水道政策研究委員会・計画小委員会では、下水道ビジョン2100の基本方針を踏まえた具体的施策が検討されており、2007年には10年間の取り組みの方向性を示した「下水道中期ビジョン<sup>27)</sup>」が取りまとめられている。下水道中期ビジョンでは、下水道を取り巻く状況として、財政的制約の強まり、人口減少・少子高齢化社会の進展、人工的な水循環系による水環境上の問題、資源・エネルギー問題、地球環境問題などが取り上げられている。また、汚水処理の普及や合流式下水道の改善などが課題とされており、三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）や湖沼などの閉鎖性水域では、必ずしも水質改善が進んでいないとの認識も示されている。都市型水害の頻発、耐震化の遅れ、下水道ストックの増大や施設の老朽化なども課題とされている。

下水道中期ビジョンでは、中期の下水道政策のあり方として、行政中心から地域の多様な主体が参加・協働する枠組みへの転換、優先度を明確にし、地域の特性に応じた効率的かつ効果的な整備への転換、管理の適正化と経営の安定化に向けた取り組みの強化、が基本的な考え方とされている。中期の整備目標と具体的施策の対象としては、「安全」、「暮らし」、「環境」、「施設再生」、及び「下水道の経営と管理」の5項目が挙げられており、「生命の保護」、「都市機能の確保」、「個人財産の保護」などに関わる施策を優先して進めることとしている。具体的には、重点地区・地域や下水道の重要管路などについて、5年以内の早期に対応する事項とその他の中期的に整備する事項などを考慮した上で、それぞれの整備目標が置かれている。

下水道中期ビジョンは、下水道管理者である地方公共団体にも、下水道ビジョン2100や下水道中期ビジョンを踏まえた各地域の下水道中期ビジョンの策定を求めている。地域の下水道中期ビジョンには、2008年度から概ね10年間を目標期間として、取り組み方針、具体的施策の内容、成果目標、経営と管理に関する事項等を記載することが求められている。また、各地域では、下水道中期ビジョンに定められた将来像を達成するため、概ね5年間で実施する事業を抽出した上で、「下水道アクションプログラム」も策定することとされている。下水道アクションプログラムには、実施する事業内容、事業箇所、事業規模、収支見通し、実施スケジュール等を記載することになっている<sup>28)</sup>。

---

27) 「計画小委員会 とりまとめ」国土交通省

[http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/shingikai-iinkai/keikaku/keikaku\\_matome.html](http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/shingikai-iinkai/keikaku/keikaku_matome.html)

28) この他にも都道府県は、水質環境基準が定められた河川等について、当該水質環境基準を達成するため、下水道の整備に関する総合的な基本計画（流域別下水道整備総合計画）を定めなければならない（下水道法第2条の2）。



---

## 6 水への取り組みの行方

このように各方面で計画やビジョン等が策定されており、水に関わるリスクや課題への取り組みが進められている。これらの計画やビジョン等では、人口や水需要の増加を前提とする量的拡大が見直されており、ハード面の構築からソフト面の充実に焦点が移っている点で、方向性は概ね一致している。最近公表された新水道ビジョンでは、「ダウンサイジングを踏まえた施設の再構築」にも言及しており、インフラに関わるマネジメントの重要性も認識されている。新水道ビジョンが示す「安全」、「強靱」、「持続」は、水や水インフラ等に共通するキーワードでもあり、これまでの右肩上がりとは異なる前提で、さまざまな取り組みが進められることが期待される。

これらの計画やビジョン等の中には、5年から10年の比較的短い期間を目処として、施策や目標を定めているものも多い。21世紀における経済や社会の変化は速いため、短い期間でフォローアップを行い、計画やビジョンを見直すことで、その効果や効率を高めることが期待できる。しかし、人口や水需要の減少など、これまで想定されてきた変化は、過渡期から本格化の段階に進みつつあり、長い将来を見通した長期的な構想の重要性が増すことになろう。また、水は、地域の安全・安心、地域の生活や環境、持続可能な地域の形成など、地域と一体で考えられるようになっており、これまでの個々の計画やビジョン等の守備範囲を超えた総合的な取り組みが求められよう。

地域と一体で水への取り組みを進めるためには、地方自治体や地域の事業者、地域住民等の積極的な参画や役割分担、地域相互の連携などが重要になり、その軸足は、中央から地方、官から民に重心が移ることになろう。国が基本的な理念や方針を示し、地方自治体や地域の事業者、地域住民等が、その実現に向けた具体的な計画や施策を考えれば、地域の実情や希望が反映され、合理的で現実的な取り組みが進められることが期待できる。しかし、かつて1万を超えていた市町村数は、昭和・平成の大合併を経て、1,700近くにまで減少しており、地域の枠組みは大きく変化している可能性がある<sup>29</sup>。また、少子・高齢化や人口減少の進行が、都市部と比較して速くなっている地域は多く、水道や下水道事業の職員数にも減少がみられている<sup>30</sup>。具体的な取り組みを進めていく上では、それを担う「地域」や「人」が重要な鍵を握ることになろう。

以上

(最終回は「水のこれから」について取り上げます。)

---

29) 「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」総務省

<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>

30) 「静かに広がる水のリスク 第5回 水と時の流れ」大和総研WEBサイト(2013年4月11日掲載)

[http://www.dir.co.jp/research/report/esg/esg-place/esg-water/20130411\\_007038.html](http://www.dir.co.jp/research/report/esg/esg-place/esg-water/20130411_007038.html)